

## 下仁田町

最終更新：2020/7/1

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>結婚祝金支給制度</b></p> <p>対象者：・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方 ・租税並びに介護保険料・ガス水道料金を滞納していない方 ・過去に同祝金の支給を受けたことがない方</p> <p>内 容：結婚したカップル1組につき5万円を支給</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
	<p><b>不妊治療費助成制度</b></p> <p>対象者：・町に届け出を行い、不妊治療等を開始した方 ・治療日において町の住所を有しており、引き続き定住の意志がある方 ・夫婦のいずれもが医療保険各法の規定する被保険者または被扶養者であること ・租税等に滞納がないこと ・妻の年齢が43才未満であること</p> <p>内 容：・特定不妊治療（体外授精、顕微授精等）・・・1年度の治療費の1/2で、上限100万円 ・一般不妊治療（タイミング法、人工授精等）・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円 ・不育症治療・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円</p> <p>問合せ：《保健課 保健予防係》 TEL：0274-82-5490</p>
	<p><b>出産祝金支給制度</b></p> <p>対象者：・町の住民基本台帳に記載された後6ヶ月以上住所を有し、出産後引き続き町内に在住する見込みのある方 ・出産日が本町の住民になってから6ヶ月に満たない場合は、6ヶ月を経過した日において引き続き町内に在住する見込みのある方 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方</p> <p>内 容：第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円を支給</p> <p>問合せ：《住民税務課 住民係》 TEL：0274-82-2112</p>
	<p><b>入学祝金</b></p> <p>対象者：・小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者 ・小・中学校等に入学する月において、児童・生徒並びに保護者が下仁田町に住所を有している方 ・保護者が、町税等を滞納していない方</p> <p>内 容：小学校及び中学校に入学の児童・生徒1人につき5万円支給※ただし、現金3万円、下仁田町商業協同組合商品券2万円</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
	<p><b>子ども医療費無料化</b></p> <p>対象者：・中学卒業までの子ども</p> <p>内 容：・中学卒業までの子どもの医療費について無料化を実施（県内市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《福祉課 国保係》 TEL：0274-64-8801</p>
	<p><b>保育所保育料無料化事業</b></p> <p>対象者：次のいずれにも該当する者 （第2子以後） ・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること。 ・保育料及び保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと。 （第1子） ・年収360万円未満相当世帯。</p> <p>内 容：対象児童の保育料無料化</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>

# 〔西部エリア〕

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p><b>障害児保育料無料化</b></p> <p>対象者：次のいずれかに該当する児童  <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けた児童</li> <li>・療育手帳の交付を受けた児童</li> <li>・児童相談所等の公的機関において、診断書又は意見書により上記と同等の障害を有すると判断された児童</li> </ul> </p> <p>内 容：対象児童の保育料無料化（第1子より）</p> <p>問合せ：《福祉課 福祉係》 TEL：0274-64-8803</p>
	<p><b>空き家等利活用推進事業</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：下仁田町内への移住・定住を希望する方に対して町内の空き家情報を提供している。</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809</p>
住宅支援	<p><b>定住促進奨励金制度</b></p> <p>対象者：・下仁田町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方  <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税およびガス水道料金等の滞納がない方</li> </ul> </p> <p>内 容：固定資産税が課税される当初の年度に25万円を一括交付</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL：0274-64-8809</p>
	<p><b>下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給制度</b></p> <p>対象者：町内に住む勤労者（個人事業主、農家、無職は対象外）で、金融機関から建設資金の融資を受け、町内に140㎡以下の専用住宅を新築または分譲住宅を購入した方。</p> <p>内 容：対象額：借入資金のうち400万円以内          利子補給率：借入資金が年率2.0%を超える資金で、2.0%を超える利率のうち1.5%を限度として行う。          利子補給期間：3年間</p> <p>問合せ：《商工観光課 商工観光係》 TEL：0274-64-8805</p>
	<p><b>町営住宅の紹介</b></p> <p>対象者：</p> <p>内 容：町への居住をお考えの方に、町営住宅を紹介している。（入居者要件有）</p> <p>問合せ：《建設水道課 管理係》 TEL：0274-64-8807</p>
	<p><b>下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業</b></p> <p>対象者：町内に居住用の住宅を新築・購入・改築した方で、群馬県で実施する「ぐんまの木で家づくり支援事業」に該当する方。</p> <p>内 容：群馬県から交付される補助金と同額を交付</p> <p>問合せ：《農林課 林業係》 TEL：0274-64-8806</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p><b>空き家等利活用支援事業補助金</b></p> <p>対象者：下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空き家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空き家等所有者、又は空き家等所有者から空き家等を借り受ける又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方  ※条件例  ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方  ・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方  ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約し、その期間在宅するための賃貸借契約又は住宅購入ができる方  ・空き家等の所有者で3親等以内の親族でない方</p> <p>内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809</p>
	<p><b>空き家等利活用片付け支援事業補助金</b></p> <p>対象者：以下の条件のいずれかに該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村住民税等を滞納していない方。  ・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方（3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。）  ・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者</p> <p>内 容： 補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は10万円を限度額とする。</p> <p>問合せ：《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809</p>
農業体験・就農支援	<p><b>ふれあい農園事業</b></p> <p>対象者：農業者以外</p> <p>内 容：自分で作物を栽培したい方へ農園を貸している。</p> <p>問合せ：《農林課 農業係》 TEL:0274-64-8806</p>
その他	<p><b>ねぎとこんにゃく下仁田奨学金</b></p> <p>対象者：・ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること  ・世帯全員が町税等を滞納していないこと  ・奨学生が退学することなく高校、大学等に在学していること（在学中は、全ての方が対象）  ・奨学生が卒業後、実際に下仁田町に住んでいること（卒業後は、下仁田町に帰ってきた方が対象）  ・補助金を受け取る方が下仁田町に住んでいること</p> <p>内 容： 金融機関からねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンを借り、返済した場合に、在学中は利息相当額を、卒業後は下仁田に戻って居住している期間の元金と利息相当額をねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金から補助する制度。</p> <p>問合せ：《企画課 地域創生係》 TEL:0274-64-8809</p>